

大阪商工会議所ホームページ（トップページ） バナー広告 掲載取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大阪商工会議所（以下「大商」という。）がインターネット上に公開しているホームページのトップページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 大商ホームページのトップページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- （1）公序良俗に反するもの
 - （2）関係法規に違反するもの
 - （3）誤解を与える恐れがあるもの
 - （4）他の会員、消費者に不利益を与える恐れがあるもの
 - （5）虚偽があると考えられるもの
 - （6）広告主以外の企業広告ならびに広告主以外の事業者名、広告主以外の事業者の商品・サービス名が掲載されているもの
 - （7）大商の業務と競合、あるいは大商の業務に支障をきたすもの
 - （8）その他、掲載する広告として適当でないと大商が認めるもの
- 2 大商の会員以外の広告は掲載しない。

（広告の規格）

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

サイズ：縦50ピクセル×横150ピクセル

画像形式：GIF（アニメ不可）、JPEG

容量：20KB以内

（広告を掲載するページ及び位置）

第4条 広告を掲載するページは大商ホームページのトップページとする。

- 2 広告の配置は、大商が定める。

（掲載期間）

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は月を単位とする。

- 2 毎月の広告掲載の開始日および終了日は大商が別途定める。

(広告の掲載料)

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は次のとおりとする。

掲載料（消費税は別途頂きます。）30,000円／月

2 第1項にかかわらず、会員であっても会費の滞納があるものは、掲載を認めない。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、大商ホームページ等で公募するものとする。

2 大商は申し込みを先着順で受け付け、バナー広告枠が埋まり次第、募集を終了する

(広告掲載の申し込み)

第8条 掲載希望者は、大商が別途定めた期日までに、大商ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告案の原稿を添えて申し込むものとする。

2 広告案の原稿は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 大商は、第2条と第6条2項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 大商は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、通知する。

3 可否について疑義が生じた場合は、大商において「バナー広告検討会議」を開催し、協議において決定する

(広告掲載承諾書の提出と料金の払い込み)

第10条 第9条の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、大商が別途定めた期日までに、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（第2号様式）を大商に提出するとともに、大商が別途定めた期日までに料金を払い込む。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告の内容及びデザインについては、大商及び大商ホームページの信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と大商が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、大商が別に定める。

(広告内容等の変更)

第12条 大商は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの規程等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができ、広告主はこの指示に従わ

なければならない。

2 広告の内容等の変更は、広告主の負担で行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 大商は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに書類の提出がないとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主に大商の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滯させるような行為があったとき
- (5) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- (6) 広告主の倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

2 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、当所ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 第1項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面(第3号様式)により大商に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第15条 掲載期間内に、大商の都合で大商ホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、大商が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第16条 大商は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を大商ホームページから

削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 第2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、大商に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更日から起算して5営業日前までに大商に連絡するものとする。ここでいう営業日とは大商の営業日のことを指し、別途告知する。

(損害賠償)

第19条 広告掲載によって大商の体面を傷つけた場合、大商は広告主に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第20条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 本規程は、平成23年 3月 23日から施行する。

以上